

## 2 互 助 会

(1) 昭和52年4月1日より給付規程の一部を次のとおり改正した。

- ① 第9条の2第1号の入院在宅療養補助金について、1日につき700円を1,000円とした。
- ② 第10条に輸血見舞金を新設し、供血者1人につき2,000円を会員に給付することとした。

(2) 短期給付額 (52. 4. 1～53. 3. 31)

種 別	件 数	金 額	会員1人 当たり 給付額
医療補助金(会員)	57,270	14,443,820	円
医療補助金(被扶養者)	190,592	52,234,410	
死亡弔慰金(会員)	72	18,360,000	
死亡弔慰金(家族)	594	14,360,000	
災害見舞金	17	3,645,214	
出産見舞金(会員)	340	6,840,000	
出産見舞金(配偶者)	468	9,400,000	
育児手当金(会員)	332	3,340,000	
育児手当金(配偶者)	465	4,670,000	
傷病見舞金	77	12,973,819	
入院在宅療養補助金(会員)	711	23,552,800	
入院在宅療養補助金(被扶養者)	659	24,055,100	
輸血見舞金(会員)	13	160,000	
輸血見舞金(被扶養者)	8	164,000	
合 計	251,618	188,199,163	9,329

## 第3節 長 期 給 付

教職員に対する退職時の給付(長期給付)は、昭和52年度において、次のとおり執行された。

### 1 恩 給

(1) 恩給の支給及び受給者の管理

支給人員及び支給額の概数は、次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	1,273	1,314,708	785	480,143	30	21,209	6	2,949	2,094	1,819,009
中 学 校	358	487,196	169	135,252	17	12,038	6	2,068	550	636,554
盲・ろう学校	2	1,982	5	3,779	1	377	—	—	8	6,138
高等 学 校	—	—	—	—	9	9,893	3	1,705	12	11,598
教育庁・その他	44	32,490	37	19,469	3	1,472	2	632	86	54,063
計	1,677	1,836,376	996	638,643	60	44,989	17	7,354	2,750	2,527,362

恩給等の裁定を受けた者及び死亡その他の事由で恩給権を失った者の概数は、次のとおりである。

恩 給 種 別	裁 定	失 権
普 通 恩 給	2人	86人
扶 助 料	72	49
退 隠 料	0	1
遺 族 扶 助 料	2	0
計	76	136

(2) 恩給年額の改定

恩給法等の一部を改正する法律(昭和52年法律第26号)が公布され、昭和52年4月及び8月から施行された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

昭和52年4月から、国家公務員給与の水準及び改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額計算の基礎となる仮定俸給の年額を、6.7%+2,300円引き上げる措置がとられた。

② その他の主な改正

ア 普通恩給の最低保障額が、共済年金の最低保障額の改善に準じて、昭和52年4月分から引き上げられた。

イ 普通扶助料の最低保障額が、昭和52年4月分以降増額改善されるとともに、60歳以上の者及び遺族である子を有する妻に給する普通扶助料の最低保障額が、昭和52年8月分から引き上げられた。

ウ 昭和32年3月31日以前退職の長期在職者に係る仮定俸給年額が、昭和52年8月分から、退職年次別に改善された。

エ 日赤救護員(看護婦長以上)の抑留期間が、公務員期間として加えられた。